

地域手当と特別給(ボーナス)引き上げを4月に遡り実施

**2019
秋季年末闘争
最終回答**

**月例給は初任給のみ引上げ、その他は見送り
ボーナスは12月10日支給**

【今季闘争での到達点】

【2019年4月に遡って実施】

●地域手当0.8ポイント引上げ(11%→11.8%)

●特別給(ボーナス)0.05月分引上げ
(年間4.45月分→4.50月分)

《差額支給の時期は関係条例の議決後に示す》

【2020年4月より実施】

●大卒初任給相当の号給(行政職1級29号給)までに限り給料表を引上げ

(高校卒程度5,000円、大学卒程度4,500円)

●住居手当の改正

家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)

手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)

※支給月額が2,000円を超えて減額される場合は経過措置を講ずる

●小・中学校教育職給料表1級の最高号給引上げ
(125→157号給)

●非常勤特別嘱託員の報酬月額1,190円引上げ、非常勤若年特別嘱託員の報酬月額1,700円引上げ、その他非常勤も常勤職員に準じて引上げ

●ボランティア休暇(有給)を導入(5日)

●不妊治療休暇(無給)を導入(細部は別途協議)

●障がいのある職員の休憩時間を分割・延長できる制度導入

●LGBT等の性的マイノリティの職員に対する特別休暇等の取得可能範囲を来年4月から拡大できるよう検討

月例給引き上げは見送り

最終回答の内容は、地域手当と特別給(ボーナス)は4月に遡って引き上げるものの、府人事委員会が勧告した2年ぶりの月例給の引き上げは、またも見送るというものでした。

これについて府は、

「国との均衡」「本府の財政状況」「府民の理解」などを理由にしますが、これらの理由は当てはまりません。第三者委員会である府人事委員会の勧告を尊重しなければならぬのに、その姿勢を放棄したことは重大だと、府労組連は当局に抗議しました。



最終盤で回答を引き出す

今季闘争では、職場からの取り組みを進めた結果、府人勧による地域手当引上げ、特別給(ボーナス)引上げ(4月に遡り実施)、住居手当の改正、教育職給料表一級最高号級引上げ(来年度4月実施)に加え、ボランティア休暇、不妊治療休暇、障がいのある職員の休憩時間の弾力化など、これまで強く求めてきた要求を実現することが出来ました。

組合員を増やして働きやすい職場を

みんなの要求を少しずつでも前進させるためには、みんなの力が必要です。改めてすべての教職員のみなさんに労働組合への加入を呼びかけます。



泉北教組女性部

11月30日(土) 毎年大好評の『泉北教組女性部ガーデニング』が開かれました。今年もリル・シュル・ラ・リングさん(072-440-2887)の寄せ植えをしました。

講師の先生に優しく、いねいに教えてもらいながら、とてもかわいい植木鉢に9種類もの色とりどりの植物を植えていきました。年末からお正月にかけて飾っておくのにぴったりのステキな寄せ植えが出来上がりました。

講師の先生からお世話の仕方まで教えてもらって、春先まで楽しめるそうです。

寄せ植えが出来上がった後は、ひとときのティータイム。おいしいお菓子とお茶をいただきながら、次はおしゃべりに花が咲きました。

参加者からは、「毎年楽しみにしています。」「毎年長い間楽しめる。」「また来年も参加したいです。」「などの声が聞かれました。

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！